01100

昭和四十五年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇告　示　昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号の一部改正
土地の用途廃止

告　示

鳥取県告示第五百三十六号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年七月二十三日から施行する。

昭和四十三年七月二十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県東茨城郡　同県勝田市　千葉県野田市　長野県大町市　静岡県伊東市　島根県邇川郡　同県出雲市　同県平田市　同県江津市　香川県綾歌郡　大分県竹田市　同県北海部郡

鳥取県告示第五百三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年七月二十三日から用途廃止した。

昭和四十三年七月二十三日

鳥取県知事　石　破　二　朗

場所	面積（平方メートル）	用途
倉吉市字旭田一、〇六七ノ一八番地先	七・八五	道路敷
〃	六・〇七	水路敷